



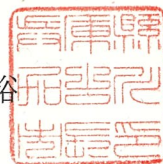
加古川市告示第149号

指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28の規定により、下記のとおり指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者として指定したため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の30第2項第1号及び児童福祉法第24条の37第1号の規定により公示する。

令和8年4月20日

加古川市長 岡田 康裕



記

事業所番号	特定相談支援事業 2832210344 障害児相談支援事業 2872200346
事業所の名称	相談支援事業所ハーモニー
事業所の所在地	兵庫県加古川市上荘町薬栗156-1
申請者の名称	合同会社KMT
主たる事務所の所在地	兵庫県神戸市西区桜が丘中町五丁目9-2
代表者の氏名	増田 輝子
代表者の職名	代表社員
指定の年月日	令和8年5月1日
相談支援の種類	計画相談支援及び障害児相談支援
事業の主たる対象者	身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者 障がい児・難病等対象者

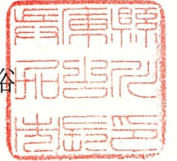


市道の区域決定及び供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように決定し、令和8年4月20日から供用を開始する。その関係図面は、一般の縦覧に供する。

令和8年4月20日

加古川市長 岡田 康裕



記

1. 区域を決定する路線 下記のとおり

整理番号 路線名	道路の区域		
	区間	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
01-1238 寺家町33号線	加古川町寺家町字前ノ尻206番1地先から 加古川町寺家町字前ノ尻236番9地先まで	6.2	37.8

2. 縦覧場所 加古川市加古川町北在家2000番地
加古川市役所 新館6階
加古川市建設部土木総務課

3. 縦覧期間 令和8年4月20日（月）から5月4日（月）まで
午前8時30分から午後5時15分まで
ただし、加古川市の休日を定める条例（平成2年条例第1号）第2条第1項に規定する市の休日は除く